

第10回佐賀市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

令和2年4月8日（水）10：00
佐賀市役所本庁2階 庁議室

1 開会

2 諸報告

(1) 緊急事態宣言を受けての対策本部の設置について

(2) 佐賀市内における感染者（4例目）の発生について（県内計9例）

3 その他

第 10 回 佐賀市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

令和 2 年 4 月 8 日

【主な確認事項】

(1) 緊急事態宣言を受けての対策本部の設置について

- ・ 本日から佐賀市新型コロナウイルス感染症対策本部を特措法に基づく市町村対策本部として位置付ける。
- ・ 消防吏員（佐賀広域消防局佐賀消防署長）を構成員に追加（特措法第 3 5 条）。

(2) 佐賀市内における感染者（4 例目）の発生について（県内計 9 例）

- ・ 7 日に佐賀市居住の 6 2 歳の男性に陽性が確認される。その後、4 例目の妻（6 0 歳代）にも陽性が確認される（市内 5 例目）。
- ・ 両者の濃厚接触者はすべて陰性で、その他の関係者は確認中。
- ・ 4 例目と 5 例目とは別に佐賀市居住の男性（3 0 歳代）に陽性が確認される。

(3) その他

- ・ 学校の取り扱いについては、現行の取り扱いに変更なし。教育委員会、三役、子育て支援部で協議継続。